

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

改 正 後

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）

第四十条の八 省 略

25 省 略

6 法第七十条の七第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社は、同号に規定する円滑化法認定を受けた会社、当該円滑化法認定を受けた会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と次に掲げる特別の関係がある者（第六号ハに掲げる会社を除く。）が有する他の会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社を含む。）の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社とする。

一五 省 略

六 次に掲げる会社

イ 当該代表権を有する者（当該円滑化法認定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社

ロ・ハ 省 略

7・8 省 略

9 法第七十条の七第二項第一号へに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第七十条の七第二項第一号に規定する円滑化法認定を受けた会社の同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（当該贈与の日が当該贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、当該贈与の日の属する事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度）における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）が、零を超えること。

二 前号の円滑化法認定を受けた会社が発行する会社法第八十条第一項

改 正 前

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）

第四十条の八 同 上

25 同 上

6 法第七十条の七第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社は、同号に規定する経済産業大臣認定を受けた会社、当該経済産業大臣認定を受けた会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と次に掲げる特別の関係がある者（第六号ハに掲げる会社を除く。）が有する他の会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社を含む。）の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社とする。

一五 同 上

六 同 上

イ 当該代表権を有する者（当該経済産業大臣認定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社

ロ・ハ 同 上

7・8 同 上

9 同 上

一 法第七十条の七第二項第一号に規定する経済産業大臣認定を受けた会社の同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（当該贈与の日が当該贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、当該贈与の日の属する事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度）における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）が、零を超えること。

二 前号の経済産業大臣認定を受けた会社が発行する会社法第八十条第

第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該円滑化法認定を受けた会社に係る経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

三 第一号の円滑化法認定を受けた会社の法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特定特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者に該当すること。

10 51 省 略

（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）

第四十条の八の二 省 略

2 5 7 省 略

8 法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社は、同号に規定する円滑化法認定を受けた会社、当該円滑化法認定を受けた会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者として次に掲げる特別の関係がある者（第六号ハに掲げる会社を除く。）が有する他の会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社を含む。）の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社とする。

一 五 省 略

六 次に掲げる会社

イ 当該代表権を有する者（当該円滑化法認定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社

ロ・ハ 省 略

9 省 略

10 法第七十条の七の二第二項第一号へに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第七十条の七の二第二項第一号に規定する円滑化法認定を受けた会社の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業年

一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該経済産業大臣認定を受けた会社に係る経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

三 第一号の経済産業大臣認定を受けた会社の法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特定特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者に該当すること。

10 51 同 上

（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）

第四十条の八の二 同 上

2 5 7 同 上

8 法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社は、同号に規定する経済産業大臣認定を受けた会社、当該経済産業大臣認定を受けた会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者として次に掲げる特別の関係がある者（第六号ハに掲げる会社を除く。）が有する他の会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社を含む。）の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社とする。

一 五 同 上

六 同 上

イ 当該代表権を有する者（当該経済産業大臣認定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社

ロ・ハ 同 上

9 同 上

10 同 上

一 法第七十条の七の二第二項第一号に規定する経済産業大臣認定を受けた会社の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業年

度の直前の事業年度（当該相続の開始の日が当該相続の開始の日の属する事業年度の末日である場合には、当該相続の開始の日の属する事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度）における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）が、零を超えること。

二 前号の円滑化法認定を受けた会社が発行する会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該円滑化法認定を受けた会社に係る経営承継相続人等以外の者が有していないこと。

三 第一号の円滑化法認定を受けた会社の法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特定特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者に該当すること。

業年度の直前の事業年度（当該相続の開始の日が当該相続の開始の日の属する事業年度の末日である場合には、当該相続の開始の日の属する事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度）における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）が、零を超えること。

二 前号の経済産業大臣認定を受けた会社が発行する会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該経済産業大臣認定を受けた会社に係る経営承継相続人等以外の者が有していないこと。

三 第一号の経済産業大臣認定を受けた会社の法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特定特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者に該当すること。